

様式第10号（第10条関係）

浄化槽の清掃実施時期に関する通知書

年 月 日

様

登録番号 豊田市 第 号
住 所

氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者氏名）
浄化槽管理士
電話番号

年 月 日付けで実施した下記の浄化槽の保守点検の結果を踏まえ、浄化槽の清掃をすべき時期について、豊田市浄化槽保守点検業者登録条例第10条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 浄化槽の設置場所	
2 浄化槽の清掃を実施すべき時期	<input type="checkbox"/> 年 月頃 <input type="checkbox"/> 速やかな実施が必要 【理由】 <input type="checkbox"/> 浄化槽法第10条第1項に定める清掃が実施されていないため <input type="checkbox"/> その他生活環境の保全及び公衆衛生上浄化槽の清掃が必要と認められるため

備考 浄化槽管理者（浄化槽の所有者等）は、浄化槽法第10条第1項の規定により、年1回（全ばっ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6月ごとに1回）以上の頻度で、浄化槽の清掃を実施しなければなりません。